

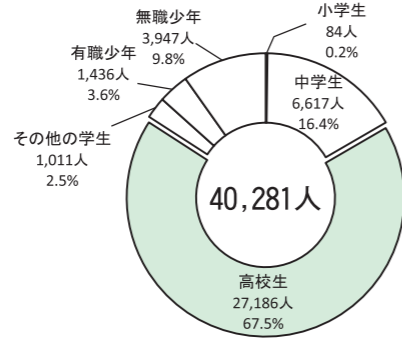
不良行為少年の補導状況

- 行為別では、喫煙と深夜はいかいで補導された少年が全体の97.7%を占めています。
- 学職別では、高校生(67.5%)が最も多く、次いで中学生(16.4%)、無職少年(9.8%)の順となっています。

【行為別の状況】

行為別	人員数
総数	40,281
飲酒	261
喫煙	6,607
粗暴行為	42
深夜はいかい	32,733
怠学	494
不健全性的行為	7
不健全娯楽	81
その他	56

【学職別の状況】



飲酒と喫煙

令和4年4月から民法の成年年齢が18歳に引き下げられましたが、お酒を飲んだり煙草を吸ったりすることができるようになる年齢は、**20歳のまま**です。

大阪府少年サポートセンターの活動

- 大阪府少年サポートセンターでは、「大阪府警察本部」「大阪府」「大阪府教育庁」の三者が連携し、少年非行防止活動のキーステーションとして少年非行防止・健全育成に向けた様々な取組を行っています。

立ち直り支援活動

● 継続した面接指導

深夜はいかいや喫煙等を繰り返す少年や、警察で検挙・補導された少年たちをさらなる非行に走らせないために、継続した面接による助言・指導を行っています。

● 心理テストに基づくアドバイス

公認心理師等の資格を有する少年補導職員が、問題行動の原因等を心理テストにより科学的に調査し、その少年の特性に応じた指導を行うとともに、保護者に対しては少年の指導方法について助言を行っています。

● 早い段階での適切な指導

初めて刑罰法令に触れる行為により補導された14歳未満の小・中学生を対象に、ルールを守ることの大切さを少年自身に気づかせるための面接指導を行っています。

● 体験活動等を通じた立ち直り支援

大阪府子ども青少年課と連携して、スポーツ活動、農業体験や木工体験等の体験活動、その他清掃活動等の社会奉仕活動等を通じた立ち直り支援を行っています。また、将来に向けた学習支援や就労支援も行っています。

少年相談

少年非行問題や犯罪被害等について保護者、少年、学校等からの相談を電話や面談により受理し、必要な助言・指導を行っています。

非行防止・被害防止教室

少年たちの規範意識の向上に向けた非行防止教室や、SNS等の利用に起因する犯罪に巻き込まれないための被害防止教室を行っています。

街頭補導活動

繁華街や駅、公園等の少年のたまり場となりやすい場所を重点に巡回し、深夜はいかいや喫煙等の不良行為少年の補導活動、家出少年や福祉被害少年の発見・保護活動を行っています。

各種相談窓口

少年相談	
青少年クリニック (少年の非行の原因究明等に関する相談) 06-6773-4970(よくなれ)	グリーンライン (少年からの相談や家族、地域住民等からの少年非行等に関する相談) 06-6944-7867(なやむな)
大阪府少年サポートセンター	
八尾 072-992-3256 (東大阪市、八尾市、柏原市)	難波 06-6211-3400 (大阪市西区、港区、大正区、浪速区、住吉区、西成区、住之江区、中央区の一部(南警察署管内))
富田林 0721-25-4922 (富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、南河内郡)	梅田 06-6362-2225 (大阪市北区、福島区、此花区、西淀川区、東淀川区、淀川区)
池田 072-710-3617 (豊中市、池田市、箕面市、豊能郡)	中央 06-6772-4000 (大阪府都島区、中央区の一部(東警察署管内)、旭区、天王寺区、東成区、阿倍野区、城東区、生野区、東住吉区、鶴見区、平野区)
茨木 072-625-6677 (吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、三島郡)	堺 072-274-2355 (堺市、泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡)
枚方 072-843-2000 (守口市、枚方市、交野市、大東市、寝屋川市、門真市、四條畷市)	岸和田 072-423-2486 (岸和田市、貝塚市、泉南市、泉佐野市、阪南市、泉南郡)

おおさかの少年非行

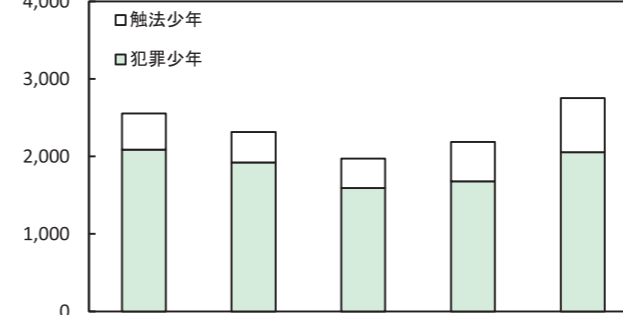
令和5年中
大阪府警察



刑法犯少年の検挙・補導状況

- 刑法犯少年の検挙・補導人員は2,753人で、前年と比べて565人(25.8%)増加しました。

【刑法犯少年の検挙・補導人員の推移】

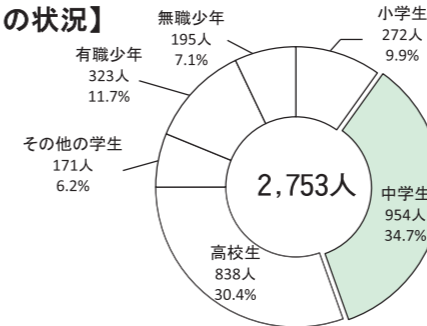


区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
刑法犯少年	2,556	2,313	1,974	2,188	2,753
犯罪少年	2,089	1,922	1,594	1,677	2,054
触法少年	467	391	380	511	699

※犯罪少年…犯罪行為をした14歳以上の少年をいいます。
触法少年…刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいいます。

- 学職別では中学生(34.7%)が最も多くを占めています。

【学職別の状況】



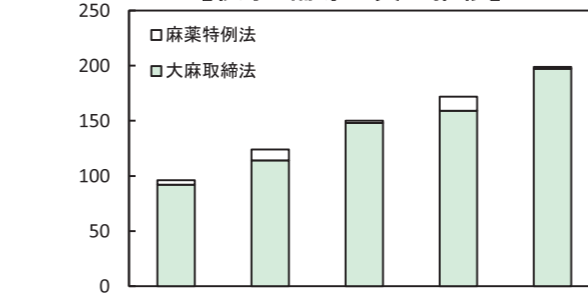
【罪種・手口別の状況】

罪種・手口別	人員数	前年対比
総数	2,753	+565
凶悪犯	69	-42
殺人	10	-3
強盗	21	-22
路上強盗	9	-18
放火	17	+2
不同意性交等	21	-19
粗暴犯	451	+139
暴行	105	+7
傷害	289	+103
脅迫	22	+12
恐喝	35	+18
その他	0	-1
窃盗犯	1,478	+332
自動車盗	3	-2
オートバイ盗	229	+85
自転車盗	415	+158
ひったくり	17	-17
車上ねらい	40	+20
部品ねらい	63	+20
万引き	519	+74
その他	192	-6
知能犯	63	+11
風俗犯	92	-6
不同意わいせつ	58	-11
公然わいせつ	19	-8
その他	15	+13
その他の刑法犯	600	+131
占有離脱物横領	235	+31
その他	365	+100

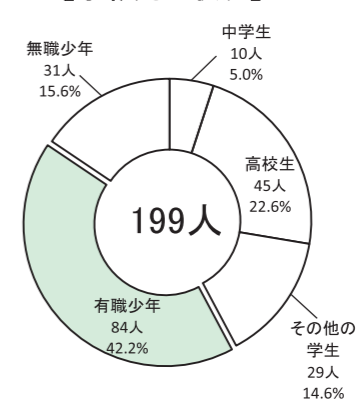
大麻事犯の検挙・補導状況

- 大麻乱用で検挙・補導された少年は199人で、前年と比べて27人(15.7%)増加しました。
- 学職別では、有職少年(42.2%)が最も多く、次いで高校生(22.6%)の順となっています。

【検挙・補導人員の推移】



【学職別の状況】



大麻は、有害な
違法薬物です！

誘われた時は、

- ・きっぱりと断る
- ・その場から離れる
- ・大人に相談する

ことが大事！



注：文中や図表中で示す構成比については、四捨五入した関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合があります。

～大切な未来のためにもつ勇氣～

令和5年度少年非行防止等標語コンクール 大阪府知事賞作品



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



大阪府警察マスコットキャラクター
フーくん・ケイちゃん

少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

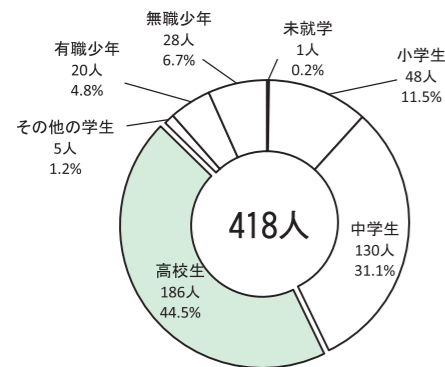
- 福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪のことをいいます。
- 福祉犯の検挙人員は438人で、前年と比べて2人(0.5%)増加しました。
- 福祉犯被害少年の学職別では、高校生(44.5%)と中学生(31.1%)で、全体の約8割を占めています。

【福祉犯の検挙状況等】

区分	検挙人員	前年対比	被害少年数
総数	438	+2	418 (285)
面会要求等	1		1 (1)
性的姿勢撮影等処罰法	23		32 (30)
二十歳未満飲酒禁止法	13	-3	19 (8)
二十歳未満喫煙禁止法	82	+13	79 (8)
風営適正化法	21	+11	12 (3)
児童福祉法	4	-6	7 (7)
児童買春・児童ポルノ禁止法	172	-45	157 (136)
児童買春	59	-19	39 (37)
児童ポルノ	113	-26	118 (99)
労働基準法	1	+1	1 (1)
大麻取締法	8	-7	13 (2)
青少年保護育成条例	103	+21	94 (87)
その他	10	-7	3 (2)

※ 被害少年数の()は女子を内数で示しています。

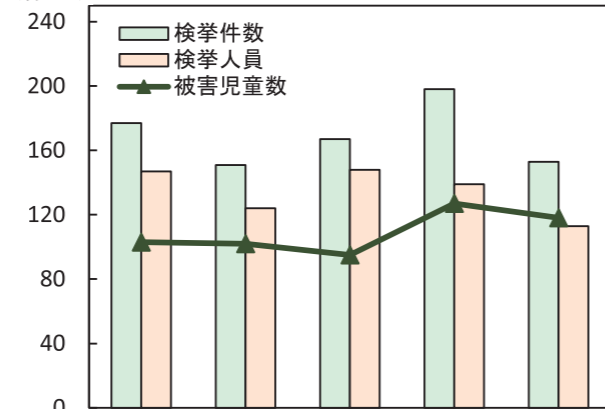
【福祉犯被害少年の学職別の状況】



児童ポルノ事犯の現状

- 児童ポルノ事犯は前年と比べて、検挙件数・検挙人員・被害児童数すべて減少しました。

【児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移】

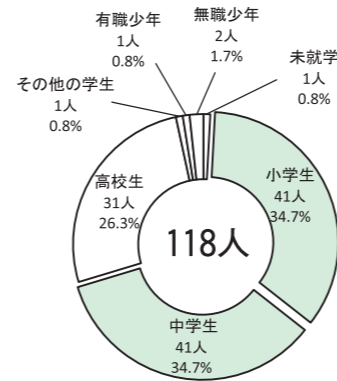


区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
検挙件数	177	151	167	198	153
検挙人員	147	124	148	139	113
被害児童数	103	102	95	127	118

子供への性犯罪は、子供の人権を著しく侵害する極めて悪質な行為です。仮に子供からの同意があったとしても重い刑罰が科されます。児童ポルノは、製造や提供はもちろん所持しているだけでも処罰の対象となります。

【児童ポルノ事犯にかかる被害児童の学職別の状況】

- 被害児童の学職別では、小学生(34.7%)と中学生(34.7%)が最も多く、次いで高校生(26.3%)の順となっています。



保護者の皆様へ ~インターネットの利用にかかる犯罪被害やトラブルから子供を守るために~

犯罪やトラブルから子供を守るために、「フィルタリング」を上手に活用することが大切です。スマートフォン等の契約時に携帯電話販売店等で子供の年齢や利用目的に合った「フィルタリング」の説明・設定をしましょう。また、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、利用目的や利用時間等を子供と一緒に話し合い、「家庭のルール」を作ることも大切です。

✓ 以下の点を子供に注意しているか、チェックしてみましょう！

- 《例》
- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する
 - 個人を特定される情報を書き込まない
 - 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない
 - 他人のID・パスワードを勝手に使わない
 - 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない
 - 利用料金や利用時間を決める
 - 困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する
 - 「家庭のルール」を守れなかった時のルールを決める



SNSに起因する事犯の被害状況

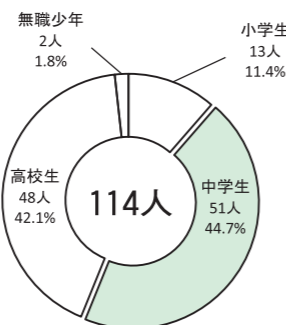
- SNSに起因する事犯とは、SNSやオンラインゲームを通じて面識のない被疑者と知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯のことです。
- 令和5年中の被害児童数は114人で、前年と比べて58人(33.7%)減少しました。

【法令別の状況】

区分	被害児童数	前年対比
総数	114	-58
児童買春・児童ポルノ禁止法	63	-37
児童買春	25	-15
児童ポルノ	38	-22
児童福祉法	1	-2
青少年保護育成条例	31	-7
みだらな性行為	20	-7
その他	11	±0
略取誘拐	6	-3
不同意性交等	10	-2
その他	3	-7

【学職別の状況】

- 被害児童の学職別では、中学生(44.7%)が最も多く、次いで高校生(42.1%)の順となっています。



SNSやオンラインゲームを使う子供たちが事件に巻き込まれています。犯罪者は、優しい言葉をかけてきたり困りごとを助けるふりをして、子供たちに近づきます。「相談に乗るよ」「おめてあげる」などの言葉で子供が外に誘い出され、被害にあっています。



児童虐待の対応状況

- 警察が令和5年に通告した児童数は、前年と比べて274人(2.1%)増加しました。

【児童虐待の状況】(令和5年の数値は暫定値)

区分	通告児童数	身体的虐待	性的虐待	怠慢又は拒否	心理的虐待
令和5年	13,216	2,412	24	1,193	9,587
令和4年	12,942	2,448	21	1,182	9,291

■■ こんなときには110番！！ ■■

- 児童の身体に不自然なアザや火傷などがみられる
- 夜間、家に保護者がおらず乳幼児だけが残されている
- 大声をあげたり、児童に暴力を振るっている様子がうかがわれる など



児童相談所も虐待対応ダイヤルを開設しています。

「虐待かも」と思ったらすぐに、児童相談所虐待対応ダイヤル **189** (いちはやく) 番へ!!



~ 闇バイト 誘惑負けずに やめないと ~

令和5年度少年非行防止等標語コンクール 大阪府警察本部長賞作品

~ ありがとう ココロをつなぐ パスワード ~

令和5年度少年非行防止等標語コンクール 大阪府教育委員会教育長賞作品